

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成31年3月13日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成31年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 3 号 平成31年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 4 号 平成31年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 5 号 平成31年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第10号 平成30年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第17号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

《付託請願》

- 請願第 1 号 旭市の子どもの貧困対策の更なる充実を求める請願

《付託陳情》

- 陳情第 1 号 「幼児教育・保育の『無償化』に係わる制度の拡充、及び、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を求める陳情
- 陳情第 3 号 後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める陳情

出席委員（5名）

委員長 飯 嶋 正 利

副委員長 伊 藤 房 代

委員 木内 欽市
委員 向後 悦世

委員 景山 岩三郎

欠席委員（１名）

委員 有田 恵子

委員外出席者（３名）

副議長 宮澤 芳雄
参考人 高田 豊

紹介議員 高木 寛

説明のため出席した者（２４名）

教育長 諸持 耕太郎
環境課長 井上 保巳
健康管理課長 木内 喜久子
子育て支援課長 小橋 静枝
庶務課長 栗田 茂
生涯学習課長 高安 一範
その他担当職員 １２名

税務課長 石毛 春夫
保険年金課長 遠藤 茂樹
社会福祉課長 角田 和夫
高齢者福祉課長 浪川 恭房
学校教育課長 佐瀬 史恵
体育振興課長 花澤 義広

事務局職員出席者

事務局長 大矢 淳
副主幹 黒柳 雅弘

事務局次長 池田 勝紀

開会 午前10時 0分

○委員長（飯嶋正利） おはようございます。大変お忙しい中、ご苦勞さまでございます。

朝晩の冷え込みはありますが、いよいよ春一番ということになると思います。この3月いっぱい退職される課長におかれましては、長年のご苦勞に対して心より感謝申し上げます。3月最後の委員会になりました。よろしくお願いしたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様は自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

再開 午前10時 1分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、議長にかわり宮澤副議長にご出席を願っております。ご挨拶をお願いいたします。

宮澤副議長。

○副議長（宮澤芳雄） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦勞さまでです。

本日は、付託されました12議案と請願1件、陳情2件について審査をいただくことになっております。どうぞ慎重なる審議をされることをお願いいたしまして、挨拶いたします。

大変ご苦勞さまでです。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表しまして、諸持教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） 皆様、おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

日ごろより、委員の皆様には多方面にわたり、ご指導、ご支援をいただき誠にありがとうございます。

3月に入りまして、日増しに暖かくなってまいりました。学校では、先週の土曜日に中学校5校の卒業式がとり行われました。今週の土曜日には小学校の卒業式、また、4月に入りましたら入学式が挙行されますので、公私ともご多忙とは存じますが、ご臨席の上、祝福いただきますようよろしくお願いいたします。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は全部で12議案でございます。その内訳は、まず予算関係で6議案、議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決についてのうち所管事項、議案第3号、平成31年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第4号、平成31年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第5号、平成31年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第10号、平成30年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、また、条例の一部改正としまして6議案、議案第17号、旭市児童遊園設置条例の一部改正、議案第18号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正、議案第19号、旭市介護保険条例の一部改正、議案第20号、旭市国民健康保険条例の一部改正、議案第22号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、議案第23号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（飯嶋正利） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 3 月 4 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 3 号、平成 31 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第 4 号、平成 31 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第 5 号、平成 31 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 10 号、平成 30 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第 17 号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 18 号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 19 号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 20 号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 22 号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 23 号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 12 議案であります。

初めに、議案第 1 号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

社会福祉課所管事業のうち、全員協議会で説明いたしました主要事業以外の主な事業について説明いたします。

予算書の 102 ページをご覧ください。

3 款 1 項 2 目、説明欄 9、地域生活支援事業 9,592 万 5,000 円のうち、13、委託料、移動支援事業委託料の 1,478 万 6,000 円については、屋外での移動が困難な障害者への外出支援を行うもので、実利用者 73 人を見込んでおります。

同じく 102 ページをご覧ください。

説明欄の下から 3 段目、相談支援事業委託料の 1,017 万円については、障害者等へ必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待防止や権利擁護のための援助を行います。

続きまして、その下の地域活動支援センター機能強化事業委託料の 1,344 万 2,000 円については、障害者が通所で創作的活動または生産活動の提供など、社会との交流促進等の便宜を図ります。

続きまして、説明欄の下から１段目、日中一時支援事業委託料の 2,262 万 9,000 円については、障害者の日中活動の場を確保し、障害者家族の就労支援及び障害者を日常的介護している家族の一時的休息を支援するもので、実利用者 59 人を見込んでおります。

103 ページをご覧ください。

最後に、20、扶助費 2,055 万 1,000 円のうち、日常生活用具給付費等扶助費の 1,956 万 7,000 円については、在宅の重度障害者に対し、日常生活支援用具の給付または貸与を行うもので、受給者 174 人を見込んでおります。

予算書 24 ページをご覧ください。

これら事業に伴う歳入でございますが、13 款 2 項 2 目 1 節社会福祉費国庫補助金、説明欄 2、地域生活支援事業費等補助金が 4,013 万 8,000 円で、予算書 27 ページをご覧ください。14 款 2 項 2 目 1 節社会福祉費県補助金、説明欄 4 の地域生活支援事業費等補助金が 1,992 万 9,000 円でございます。

続きまして、予算書の 126 ページをお願いします。

3 款 4 項 2 目 20 節扶助費、説明欄 1、生活保護扶助費 6 億 5,240 万 4,000 円は、平成 31 年度の年間保護世帯数を 333 世帯、保護人数を 386 人と見込み、計上したものでございます。

予算書の 23 ページ、歳入のほうをお願いいたします。

この事業に伴う歳入ですけれども、13 款 1 項 1 目 4 節生活保護費国庫負担金、説明欄 1、生活保護費負担金 4 億 8,930 万 3,000 円は、生活保護扶助費の国庫負担分であります。

以上で、議案第 1 号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

初めに、歳入についてご説明いたします。

予算書の 19 ページをお願いいたします。

11 款分担金及び負担金、1 項 1 目 1 節老人福祉費負担金の説明欄 1、老人施設入所者負担金の 544 万 4,000 円は、養護老人ホームへ措置入所された方が収入に応じて納めていただく費用負担分です。

続きまして、22 ページをお願いいたします。

13 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金で、次の 23 ページをお願いいたします。2 節老人福祉費国庫負担金、説明欄 1 の低所得者保険料軽減負担金 1,864 万 9,000 円は、介護

保険料の所得段階のうち、第1段階から第3段階の低所得者に対する保険料の軽減分に対して2分の1が補助されるものです。

続きまして、26ページをお願いいたします。

14 款県支出金、1 項 1 目 2 節老人福祉費県負担金、説明欄 2 の低所得者保険料軽減負担金 932 万 4,000 円は、国庫支出金と同様に保険料軽減分に対して4分の1が補助されるものです。

続きまして、35ページをお願いいたします。

19 款諸収入、5 項、次の 36 ページをお願いいたします。5 目 1 節雑入の説明欄 20、介護予防サービス計画費収入の 513 万 8,000 円は、要支援 1 及び 2 に該当する方のケアプラン作成料で 1,142 件を見込みました。

次に、歳出についてご説明いたします。

106 ページをお願いいたします。

3 款民生費、2 項 1 目老人福祉総務費の説明欄 3、老人保護扶助費の 5,651 万 8,000 円は、経済的な理由等により自宅での生活が困難な低所得の高齢者を養護老人ホームへ措置するための費用で、28 人分を見込みました。

続きまして、109 ページをお願いいたします。

同項 3 目生活支援費の説明欄 1、地域包括支援センター運営事業の 13 節委託料、介護予防給付ケアプラン作成委託料の 381 万円は、要支援 1 及び 2 に該当する方のケアプラン作成委託料で、年々件数が増加するケアプランの作成について、居宅介護支援事業所へ一部委託するものでございます。

次に、説明欄 3 の緊急通報体制等整備事業、13 節委託料 1,068 万 5,000 円は、ひとり暮らし高齢者等の日常生活における緊急時の連絡に活用するため緊急通報装置を設置するもので、設置台数を 460 台と見込みました。

続きまして、110 ページをお願いいたします。

説明欄 4 の家族介護支援事業 321 万 6,000 円は、要介護 4 または 5 と認定され、寝たきりで日常生活全般において介護を必要する方と同居し、介護している家族に支給するもので、対象者を 28 人と見込みました。

その下の同項 4 目介護保険費は、次の 111 ページをお願いいたします。説明欄 3、介護保険事業特別会計繰出金 7 億 5,038 万 9,000 円は、介護給付費、地域支援事業、介護保険事務費、低所得者保険料軽減のルール分としまして、介護保険事業特別会計へ繰り出しするもの

です。

以上で、議案第 1 号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決について、子育て支援課から補足説明をさせていただきます。

まず、歳出から説明いたします。

予算書の 111 ページをお開きください。

3 款 3 項 1 目児童福祉総務費の 11 億 559 万 1,000 円は、前年度と比較して 6,958 万 6,000 円で、6.7%の増となっております。

主な理由といたしましては、114 ページ、説明欄 9 をご覧ください。認定こども園施設型給付事業の 19 節施設型給付費の 3 億 3,595 万 9,000 円は、前年度比で 7,864 万 6,000 円の増となっております。これは、利用児童数の増加及び 10 月から実施される幼児教育無償化に伴う市の負担分が増加したものであります。

次に、117 ページをお願いいたします。

3 款 3 項 2 目母子父子福祉費の 3 億 3,984 万 5,000 円は、前年度比 6,434 万 3,000 円で 23.4%の増となっています。主な理由といたしましては、118 ページをご覧ください。説明欄 2、児童扶養手当給付事業におきまして、法改正に伴い支払い回数が変更になり、今年度は移行期間に当たり 15 か月分を支給するため 6,517 万 5,000 円を増額するものです。

次に、同ページの 3 款 3 項 3 目児童措置費の 9 億 7,397 万 5,000 円は、前年度比マイナス 3,006 万 7,000 円で、3.0%の減となっています。こちらは、説明欄 1、児童手当給付事業において、受給対象者の減少により給付額が減となるものです。

次に、119 ページをお願いいたします。

3 款 3 項 4 目児童福祉施設費の 3 億 2,269 万 2,000 円は、前年度比 3 億 695 万 8,000 円の増となっています。こちらは、全員協議会でも説明をさせていただきましたが、説明欄 2、海上保育所改築事業に係る経費の計上によるものでございます。

次に、121 ページをお願いいたします。

3 款 3 項 6 目保育所費の 18 億 2,804 万 8,000 円は、前年度比 1 億 283 万円 1,000 円で、6.0%の増となっております。主な理由といたしまして、123 ページをご覧ください。説明欄 3、公立保育所運営費の 13 節委託料の調理業務委託料として、正規調理職員の退職に伴う業務を補うため、今年度、新たに 3 保育所を含め、4 保育所に調理業務委託費として

4,932万5,000円など保育運営に係る維持管理経費の増加によるものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

予算書18ページをお願いいたします。

8款2項1目1節地方特例交付金、説明欄1、子ども・子育て支援臨時交付金1億1,400万円は、10月から施行される幼児教育無償化に伴う市影響額を国が交付金として交付するものでございます。

続きまして、予算書24ページをお開きください。

13款2項2目2節児童福祉費国庫補助金、説明欄3、子どものための教育・保育給付費交付金3億8,447万8,000円は、認定こども園及び民間認可保育所の施設型給付費に対する国の交付金です。認定こども園3施設で1億3,562万2,000円、民間の認可保育所5施設で2億4,885万5,000円を見込みました。

同給付費に対する県負担金は、26ページの14款1項1目3節児童福祉費県負担金、説明欄4、同負担金1億9,845万6,000円となります。

以上で、議案第1号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 健康管理課長。

○健康管理課長（木内喜久子） 議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、健康管理課所管の補足説明を申し上げます。

予算書の137ページをお願いいたします。

歳出になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、説明欄4のがん検診事業9,908万円は、各種がん検診等に係る経費でございます。胃がん、乳がん、子宮頸がん、肺がん検診は、各保健センターにおいて集団検診にて実施いたします。新たな取り組みといたしまして、胃がん検診と併せて、便中のピロリ菌検査を実施いたします。ピロリ菌検査の対象者は40歳から70歳までの5歳刻みの年齢の者で、検査は胃がん検診受診の際に同時に行います。

大腸がん、前立腺がん検診は、市内の医療機関で検査していただく個別検診と、保健センターにおいて国保の特定健診の日程と合わせて行う集団検診の2つの方法で実施いたします。

この予算に関連いたします歳入ですが、予算書の24ページに戻っていただきまして、13款国庫支出金、2項3目1節保健衛生費国庫補助金、説明欄1、がん検診推進事業費補助金11万2,000円は、がん検診を推奨する事業に対する国の補助金で、補助率は2分の1となっております。

以上で、議案第 1 号、健康管理課の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決について、庶務課所管の事業のうち全員協議会で説明させていただいた主要事業以外のその他の事業について何点か補足説明を申し上げます。

予算書の 231 ページをお開きください。

歳出になります。

10 款 2 項 1 目学校管理費、説明欄 1 の小学校施設管理費は 1 億 4,859 万 1,000 円で、小学校 15 校に係る施設の施設運営費用と維持管理費であり、内訳は説明欄記載のとおりとなります。

予算書の 233 ページをお開きください。

説明欄 3 の小学校施設改修事業は 7,074 万 3,000 円で、小学校 15 校に係る老朽化及び危険箇所等の維持補修費と改修工事の経費であります。

15 節工事請負費 5,649 万 9,000 円の大きなものとしては、小学校 3 校のプール塗装改修工事と 1 校の屋上防水改修工事であります。

予算書の 237 ページをお開きください。

10 款 3 項 1 目学校管理費、説明欄 1 の中学校施設管理費は 7,373 万 5,000 円で、中学校 5 校に係る施設の運営費用と維持管理費であり、内訳は説明欄記載のとおりとなります。

予算書の 239 ページをお開きください。

説明欄 3 の中学校施設改修事業は 3,319 万 4,000 円で、中学校 5 校に係る老朽化及び危険箇所等の維持補修費や改修工事の経費であります。

予算書の 240 ページをお開きください。

15 節工事請負費 2,740 万 5,000 円の大きなものとしては、中学校 1 校の防球ネット増設工事と同じく 1 校の校舎外部改修工事であります。

以上で、議案第 1 号、庶務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決について、学校教育課所管で主要事業以外の補足説明を申し上げます。

予算書の 236 ページを開いてください。

歳出になります。

10 款 2 項 2 目、説明欄 6、小学校教諭補助員配置事業についてご説明申し上げます。

本事業は、小学校の担任教諭をサポートし、学習につまずいている児童を中心に個別指導を行い、基礎学力の定着を図るとともに、特別に支援が必要な児童に対しても対応し、個に応じたきめ細やかな指導を行うものです。

平成 31 年度の配置予定でございますが、教諭補助員 2 名を増員し、22 名を予定しております。教諭補助員の配置により、学級全体の基礎学力向上と外国語活動の充実を図っていくものでございます。事業費は 2,805 万 7,000 円で、教諭補助員 2 名の増員により、平成 30 年度と比較しまして 300 万 1,000 円の増をお願いするものでございます。人件費として、共済費 396 万 5,000 円、賃金 2,409 万 2,000 円を見込んでおります。

続きまして、予算書 242 ページをお願いします。

10 款 3 項 2 目、説明欄 6、同じように中学校教諭補助員配置事業についてご説明申し上げます。

本事業の内容ですが、中学校の担任教諭をサポートし、学習につまずいている生徒を中心に個別指導を行い、基礎学力の定着を図るとともに、発達障害を含めた学校にうまく適応できない生徒に対しても対応し、個に応じたきめ細やかな指導を行うものでございます。

平成 31 年度の教諭補助員の配置予定ですが、市内 5 中学校に 6 名を予定しております。事業費は 1,094 万 9,000 円、人件費として、共済費 154 万 1,000 円、賃金 940 万 8,000 円を見込んでおります。

続きまして、予算書の 243 ページをお願いします。

10 款 3 項 2 目、説明欄 8、課外活動支援事業についてご説明申し上げます。

本事業の内容でございますが、中学校の部活動の活性化を図るために専門的な指導者を必要とする中学校へ指導員等の配置などを行い、中学校の課外活動を支援する事業でございます。

国では、中学校、高等学校等を対象に、教員の部活動指導に係る時間の軽減や部活動の質的向上を図るため、部活動指導員が制度化されました。

本市では、これまでの専門的な外部指導者を平成 31 年度より新たにこの制度を活用し、部活動の技術指導や大会等への引率を行うことを職務とする部活動指導員として、市内 5 中学校に 10 名の配置を予定しております。この配置により、顧問教諭の部活動指導に係る時間の負担軽減を促進するとともに、継続実施する外部指導者の派遣と併せ、中学生の精神的な成長を助け、技術の向上など図っていくものでございます。事業費につきましては 241 万

2,000 円で、平成 30 年度と比較し、148 万 4,000 円の増をお願いするものでございます。賃金は 217 万 8,000 円、部活動指導員 10 名の配置によるもので、時給は、教諭補助員と同額の 1,300 円、週 1 回 3 時間程度、年間 1 人 156 時間の活動を予定しております。

次に、報償費として 20 万円、これは外部指導者 2 名の部活動指導の活動に対する報償費で、週 1 回 2,000 円、1 回 2 時間、年間 1 人 50 回を予定しております。このほかに、共済費 7,000 円、旅費 2 万 3,000 円、役務費 4,000 円となっております。

財源内訳でございますが、一般財源と県補助金の活用を予定しております。

30 ページをお開きください。

歳入でございます。

14 款 2 項 8 目 1 節中学校費県補助金、説明欄 1 の部活動指導員配置事業補助金として、部活動指導員の配置に伴い、賃金等の費用に伴う県補助金として 135 万 2,000 円を見込んでいるところでございます。補助率は 3 分の 2 でございます。県補助金以外は、一般財源で 106 万円を見込んでいます。

以上で、学校教育課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、生涯学習課所管の補足説明を申し上げます。

予算書 269 ページをお開きください。

歳出になります。

10 款 4 項 13 目社会教育施設再編費、説明欄 1、社会教育施設再編事業、15、工事請負費の大規模改造工事 4 億 9,500 万円の内訳についてご説明申し上げます。

屋根改修工事、外壁改修工事、内装改修工事等で 2 億 2,074 万円。電気設備改修工事費といたしまして、受変電設備改修工事、電灯設備改修工事で 4,580 万円。機械設備改修工事費といたしまして、給排水設備改修工事、空調換気設備改修工事、消防設備改修工事で 9,060 万円でございます。工事費合計は 4 億 5,000 万円、消費税 10%を加えますと、4 億 9,500 万円になります。

次に、工事の内容について、お配りいたしました図面によりご説明申し上げます。

図面 1 枚目の 1 階平面図をご覧ください。

右上の事務室 1 は部分改修をいたしまして、干潟支所住民室と社会教育施設の受付の部屋になります。

事務室の隣は、部分改修いたしまして会議室になります。脇の書庫1、倉庫1または右下の湯沸かし室、その他の控え室等は、利用可能なため改修いたしません。

ホール、廊下及び階段は部分改修を行います。

図面、真ん中上のロビーは全面改修いたしまして、北側にテーブルと椅子を設置し、本棚を置いて図書コーナーとして活用いたします。

便所は全面改修いたしまして、男子便所と多目的便所、女子便所として改修いたします。便所の北側の部屋は部分改修いたしまして、ロビー物入れとして改修いたします。

玄関から入って正面の、現在、事務室で使用している部分につきましては全面改修いたします。ステージを備えた200人ほどが収容できる集会室に整備いたします。

次に、集会室脇は全面改修いたしまして、児童40人が受け入れ可能な放課後児童クラブ施設に整備いたします。

児童クラブ施設に入って正面が受付カウンターと事務室、その南側がお漏らしなどの処理をするための処置室と洗濯室、さらに、その南側は体調不良の児童のための休憩室、中央が放課後児童クラブ室で、ここに机や椅子などを置きます。その脇が畳を敷いた児童室と児童用の便所を整備いたします。

その隣の事務室2は全面改修いたしまして、文書館と文化財整理場所として改修いたします。書庫2は改修いたしません、市内古文書の収蔵庫として活用いたします。

2枚目をご覧ください。2階の平面図になります。

右下の研修室は、部分改修して3部屋に整備いたします。研修室1Aと研修室1Bは真ん中の仕切りを移動して1つの研修室として活用できるよう整備いたします。

その隣、調理実習室は全面改修いたしまして、調理台4台設置した調理室として改修いたします。

調理実習室の和室は全面改修いたしまして、12畳が2部屋、15畳が1部屋の3部屋に分けて活用できるように改修いたします。

和室の脇の2部屋は部分改修いたしまして、音楽室として改修いたします。

便所、相談室、倉庫2は、利用可能なため改修いたしません。また、廊下及び階段は部分改修を行います。

3枚目をご覧ください。3階の平面図になります。

3階部分は、市内文化財を集約するための収蔵庫として活用いたします。

右側の旧議場部分は全面改修いたしまして、収蔵庫として改修いたします。

左側の収蔵庫 1、その脇の倉庫、収蔵庫 3、その前の収蔵庫 2、便所は、利用可能なため改修いたしません。

収蔵庫 2 に隣接するスペースは、埋蔵文化財の鉄器収蔵庫として湿度管理ができるように改修いたします。

また、廊下及び階段は部分改修を行います。

以上で、議案 1 号、生涯学習課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、体育振興課所管の事業で全員協議会で説明しなかった点について補足説明を申し上げます。

予算書の 270 ページをお願いいたします。

歳出になります。

10 款 5 項 1 目の保健体育総務費の説明欄 2、スポーツ振興事業になります。

事業費は 2,426 万円で、主なものは、その下の 271 ページの 19 節負担金補助及び交付金 2,386 万 1,000 円で、13 の事業に交付するものでございます。これらは、市民の一体感の醸成や健康づくりを推進するためのスポーツイベントの開催や各種団体に補助金の交付を行うものでございます。

以上で、議案 1 号、体育振興課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第 1 号に対する保険年金課所管の補足説明はございませんので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） 議案第 1 号に対する環境課所管の補足説明はございませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 5 点の質問をさせていただきます。

101 ページ、説明欄 6、福祉タクシー利用助成事業 999 万 4,000 円の内容について。

それから次に 106 ページ、説明欄 4、長寿祝金支給事業 867 万 6,000 円の内容について。

それから 107 ページ、説明欄 6、老人クラブ活動促進事業 535 万 8,000 円の内容について。

それから 109 ページ、説明欄 2、はり・きゅう・マッサージ等利用助成事業 205 万 6,000 円の内容について。

次に説明欄 3、緊急通報体制等整備事業 1,144 万 8,000 円の事業の、先ほど説明で 460 台というふうにありましたけれども、地区別についてお伺いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 伊藤房代委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） それでは、社会福祉課から福祉タクシーについて、長寿祝い金について、老人クラブについて、3 つについて回答いたします。

最初に、101 ページ、福祉タクシー利用助成事業の内容について説明いたします。

これにつきましては、重度心身障害者等が通院または買い物等のためにタクシーを利用する場合に、その料金の全部または一部を助成するものです。

利用の発行枚数なんですけれども、一般の方については月 2 枚で年 24 枚、人工透析者については月 8 枚で年 96 枚という形になります。対象者は、身体障害者手帳の 1 級、2 級の方だとか、3 級のうち視覚障害のある方、下肢体幹機能で障害のある方、療育手帳所持者の方でマル A だとか、マル A の 1 等の方です。助成金額は 1,000 円です。これについては、平成 29 年度の実績としましては 9,338 枚の利用がありましたので、それに対応するような形で予算措置等をさせていただきました。

106 ページの長寿祝い金についてですけれども、これについては、平成 30 年度から長寿祝い金のほうを見直しさせていただきました、80 歳の方については 5,000 円、88 歳の方については 1 万円、99 歳の方についても 1 万円、100 歳の方については 3 万円、101 歳以上の方については 1 万円というような形で平成 30 年度より実施させていただきました。

これについては、平成 31 年度もこの形で見込みまして、平成 30 年度の実績が出ていますので、それについて説明をさせていただきます。平成 30 年度は、80 歳の方に 562 人、88 歳の方に 377 人、99 歳の方に 35 人、100 歳の方に 12 人、101 歳の方に 32 人の方にお送りさせていただきました。

107 ページの老人クラブの活動促進事業の内容についてですけれども、これにつきましては、最初のすこやかシニアクラブ旭組織強化対策事業費 100 万円につきましては、新設されたクラブにつきまして 1 クラブ 10 万円、新たに会員になられた方について 1 人 2,000 円というふうな形で助成のほうをさせていただいております。

もう一つの老人クラブの活動等の社会活動促進事業費補助金については、地域の単位クラブについては、1クラブ4万6,000円、1人当たり150円というふうな形で助成させていただいております。

平成30年度の実績では、平成30年度の新設クラブでは4クラブで57人の方に助成をさせてもらっております。活動補助金については、平成30年度、58クラブに対して助成させていただきまして、1,744人の方に150円の助成をさせていただいております。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、2点ほどご質問いただいたうちの、まず説明欄2のはり・きゅう・マッサージ等利用助成事業205万6,000円の内容についてということでご説明いたします。

本事業につきましては、70歳以上の高齢者に対しまして、はり・きゅう・マッサージ、または指圧の費用の一部を助成するという事業でございます。利用者に利用券を交付いたしまして、施設者の申請により給付金を交付するというような形でございます。

利用券は月2枚以内の使用ということと、1年度に対しまして12枚以内ということでございます。助成額につきましては、1枚につき1,000円分ということになっております。

それと、事業の内容でございますが、まず大きいのは、今言った利用券の助成金ということで、利用助成を見込みとして2,000枚見込んでおります。それで利用券1,000円でございますので200万円、それと印刷製本費としまして、利用券の印刷等で5万6,000円、事業としましては205万6,000円というような内容でございます。

次に、説明欄3の緊急通報体制と整備事業の地区別の内訳ということで申し上げます。

平成31年度予算見積もりにつきましては地区別での数字を出しておりませんで、伸び率等を出しておりますので、平成30年度の現在の地域別の内訳を申し上げます。

まず、旭地域1月現在で141台、次に海上地域で32台、次に飯岡地域で34台、最後に干潟地域で20台、合計227台というような地域に設置しております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はありませんか。

向後悦世委員。

○委員（向後悦世） 231ページ、10款の教育費の所で小学校施設管理費、小学校は1億4,859万1,000円、平均すると約1,000万円で、中学校管理費のほうを見ますと7,373万

5,000 円、これが平均で 1,500 万円。小学校は、管理費が大体 1,000 万円だとか、中学校は 1,500 万円だとか、何かそういう因果関係があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それと、エレベーターがついている小学校は何校ぐらいあるのか、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 向後悦世委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 管理費につきましては、必要な経費を盛り込んで、結果、そういう金額になっていることございまして、金額が決まっているわけではございません。

それと、小学校のエレベーターの設置箇所ということでございまして、1 校でございます。中央小学校でございます。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第 1 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 3 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第 3 号につきましては、全員協議会及び本会議でご説明申し上げましたとおりでございますので、加えての説明はございませんのでよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 3 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第 3 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 4 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第 4 号につきましても同様でございまして、全員協議会及び本会議でご説明申し上げましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 4 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案5号、平成31年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてにつきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の13ページをお願いいたします。

初めに、歳出からご説明いたします。

3款3項5目、説明欄1の障害児通所支援事業の扶助費429万6,000円ですが、事業内容といたしましては、障害のある児童に必要な訓練や支援などのサービスを提供するもので、児童発達支援と放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援の5つの事業を行っております。

そのうち、児童発達支援は年間利用延べ人数を444人と見込んでおりましたが、81人増の525人に、障害児相談支援は465人が16人増の481人に、そのほか保育所等訪問支援や平成30年度から始まった居宅訪問型児童発達支援など、サービス利用者増加による給付費の増のため、今回補正をお願いするものであります。

次に、この歳出に対する歳入についてご説明いたします。

9ページのほうに戻っていただきたいと思います。

13款1項1目3節児童福祉費国庫負担金、説明欄1、障害児通所給付費等負担金214万7,000円は、歳出の2分の1を国から負担していただくものであります。

同じく9ページをご覧ください。

14款1項1目3節児童福祉費県負担金、説明欄1、障害児通所給付費等負担金107万

3,000 円は、歳出の 4 分の 1 を県に負担していただくものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の 10 ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

17 款繰入金 1 項 1 目、説明欄 1 の介護保険事業特別会計繰入金 2,791 万 4,000 円は、平成 29 年度の決算において保険給付費等が確定し、精算により介護保険事業会計から繰り入れるものでございます。

以上で、議案第 9 号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決について、庶務課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の 13 ページをお開きください。

歳出になります。

10 款 2 項 1 目、説明欄 1 の小学校大規模改造事業 4,926 万円ですが、国の平成 30 年度第 2 次補正予算に伴い、平成 31 年度当初に予定しておりました学校施設環境改善交付金事業の前倒しの補助採択の内定がありましたので、干潟小学校及び滝郷小学校の屋内運動場防災機能強化工事の施工監理委託料と工事費の追加を補正でお願いするものであります。

戻りまして、9 ページをお開きください。

歳入になります。

13 款 2 項 5 目、説明欄 1 の学校施設環境改善交付金 1,539 万円は、歳出で説明しました小学校防災機能強化工事に係る補助金です。

さらに戻りまして、4 ページをお開きください。

繰越明許費になります。

追加の 10 款 2 項小学校大規模改造事業は、歳出で説明しました小学校防災機能強化工事分で、年度内に完成するための工期の確保が困難であることから、事業費を翌年度に繰り越すものであります。

今回補正をお願いします 2 校の工事につきましては、仮に前倒しの補助採択が得られな

かった場合にも新年度で執行できるよう、新年度当初予算に計上させていただいております。
予定どおり交付決定がございましたら、新年度予算については、今後、減額補正をしたいと考えております。

以上で、議案 9 号、庶務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案の審査は途中ですが、ここで 11 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 0 分

再開 午前 11 時 10 分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

議案第 9 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第 9 号について質疑を終わります。

続いて、議案第 10 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第 10 号、平成 30 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてにつきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 10 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第 10 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 17 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 議案第 17 号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議で説明させていただきましたとおりでございます。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 17 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、議案第 17 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 18 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(小橋静枝) 議案第 18 号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議で説明させていただきましたとおりでございます。

○委員長(飯嶋正利) 担当課の説明は終わりました。

議案第 18 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、議案第 18 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 19 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(浪川恭房) 議案第 19 号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本会議でご説明したとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

○委員長(飯嶋正利) 担当課の説明は終わりました。

議案第 19 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、議案第 19 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 20 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長(遠藤茂樹) 議案第 20 号につきましても、本会議でご説明申し上げましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

○委員長(飯嶋正利) 担当課の説明は終わりました。

議案第 20 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、議案第 20 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 22 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 議案第 22 号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、本会議での補足説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 22 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第 22 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 23 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） 議案第 23 号については、本会議でご説明したとおりですのでよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 23 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第 23 号の質疑を終わります。

以上で、付託議案について質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（飯嶋正利） これより討論を省略して、議案の採決をいたします

議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会の所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 3 号、平成 31 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 号、平成 31 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号、平成 31 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号、平成 30 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議案第 17 号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

議案第 18 号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

議案第 19 号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

議案第 20 号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

議案第 22 号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

議案第 23 号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長の一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（飯嶋正利） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課より、人口推計調査結果について申し上げます。

資料をお配りしてございます。資料をご覧ください。

旭市学校のあり方検討委員会からの提言書を受け、学校の適正規模・適正配置を見きわめるために、中長期的な児童・生徒数の詳細な将来予測をする目的で人口推計調査を実施しました。

なお、調査につきましては、平成 27 年度国勢調査を基に社人研準拠の方法で推計したものでございます。

1 ページの上のグラフ、旭市全体人口の平成 52 年の推計を見ますと、今回の平成 27 年の国勢調査ベースの人口推計の人口が 4 万 9,872 人で、平成 22 年の国勢調査ベースの人口推計データは 5 万 1,540 人でした。今回の人口推計からは 1,663 人の減少が見られ、人口減少傾向が加速していることが見てとれます。

下のグラフは 14 歳以下の人口でありまして、市全体の人口の減少傾向よりも大きな減少傾向になっております。市全体の減少傾向につきましては、5 年ごとにマイナス 5.1%ほど下がっております。14 歳以下の人口につきましては、5 年ごとにマイナス 6.4%ほど落ちているような状況でございます。

2 ページ目をご覧ください。

2 ページ目につきましては各小学校区ごとの表でありまして、代表的な学校の児童数ですが、大規模校の中央小学校は、平成 27 年 719 人、平成 42 年 643 人、平成 47 年 596 人と減ってきてまして、大規模校から標準的な学校に変わってきます。

標準校の嚶鳴小学校は、平成 27 年 311 人、平成 42 年 237 人、平成 47 年 225 人と減ってきてまして、傾向としましては単学級化も懸念されます。

小規模校の萬歳小学校は、平成 27 年 80 人、平成 42 年 53 人、平成 47 年 49 人と減ってきてまして、複式学級になる可能性が出てきております。この傾向は中和小学校にも言えることで、平成 42 年以降は、干潟地区の小学校 3 校を合わせても 200 人を切る状況になってきます。

現在、庶務課では、新たな学校再編検討委員会の設置に向けた準備を進めているところですが、この再編検討委員会の中で今回の調査結果も踏まえ、学校数や学校配置、再編の時期について検討していきたいと考えております。

その他の報告 2 番目でございます。今年度の工事の進捗について申し上げます。

屋内運動場の防災機能強化工事につきましては、天井材等の落下防止と老朽化による改修を目的に計画的に進めているところでございます。第二中学校は、予定どおり 1 月工期限内に完了いたしました。

学校施設において、現行基準で不適合と判断したブロック塀の改修工事については、改修規模の大きかった矢指小学校のプールブロック塀も 2 月に完了し、これで全てのブロック塀対策が完了いたしました。

また、普通教室及び特別教室への空調設置工事につきましては、1 月 30 日の入札の結果、5 月末を履行期限として実施設計業務を発注したところでございます。

以上で、庶務課からの報告を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（飯嶋正利） 次に、請願の審査に入ります。

関係課以外は退室してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 28 分

再開 午前 11 時 29 分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、請願の紹介議員である高木寛議員より、請願者からも願意を伝えたいということから、参考人として発言の機会をいただきたいとの申し出がありました。

この際、参考人の出席についておはかりいたします。当委員会に付託されました請願1件について、請願者の1人である高田豊氏を参考人として出席を求め、意見を聞きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようですので、参考人として高田豊氏の出席を求めることにいたします。

向後議長、よろしくお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、自席でお待ちください。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、参考人として、請願者の1人である高田豊氏の出席を得ております。

これより、審査の方法を申し上げます。

まず、紹介議員より説明があります。次に、参考人より補足がありましたら述べていただきます。最後に、担当課より参考意見を伺います。その後、紹介議員、参考人の説明、担当課の参考意見に対して質疑を行います。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て挙手の上、発言し、また委員に対しては質疑できないことになっていますので、ご了解をお願いいたします。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第1号、旭市の子どもの貧困対策の更なる充実を求める請願の1件であります。

それでは、請願第1号について審査に入ります。

紹介議員であります高木寛議員より説明をお願いいたします。

○紹介議員（高木 寛） お忙しい中、請願の審査、大変ご苦労さまです。

私は、紹介議員ということでお話しさせていただきます。皆さんのお手元に配られている

と思いますが、請願趣旨にのっとりまして若干説明させていただきます。

この請願趣旨の大きな点は、ぜひ旭市でも実情に応じた子どもの貧困対策のさらなる充実を求めたいという内容です。

2013年に子どもの貧困対策法、子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定されまして、その後、2014年に子どもの貧困対策に関する大綱というものが国の段階で作られました。その中で具体的にどう進めていくのかが、それぞれの地方自治体の役割だと思います。

私のほうから若干説明させていただきますと、私としては、この貧困対策に対するいろいろな取り組みが各地で行われていますが、まず、旭市では食の保障ということで、貧困になられている子どものまともな食事が給食だけだという声が寄せられています。食については、子どもが育つために必要な栄養のバランスのよい食事がすごく大事だということで、学校給食がかなり大切にされています。

また、全国各地で子ども食堂というのが広まっています。そういう取り組みも旭市でも部分的にはやられているというお話を伺っています。

それからもう一つ、学習権、進学権の保障ということで、今、日本の学費はすごく高いということで奨学金制度などがありますが、これは卒業してからローンを払うような感じで、かなり貧困に上乗せをさせられるという状況がそれぞれ報告されています。ですから、進学権、学習権をきちんと保障されるような取り組みをぜひ旭市でも行ってほしい。

それからもう一つ、経済的保障ということですが、貧困とはお金がない状態なんです、ここで、ぜひ経済支援をお願いしたいということを訴えたいと思います。

それから、労働生活への連結ということで、今、子どもの親御さんは非正規労働者というのがかなり多いと。そういう中で、子どもの貧困はますます増えている状況というのが政府の統計でも明らかにされているという報道がされています。

そういう中でありまして、この請願書にありますように、千葉県ではこういう取り組み、また、千葉市、柏市、松戸市、習志野市、白井市、いすみ市、船橋市、お隣の茨城県の神栖市、そういう市でいろいろ取り組んでいるというのが請願書の趣旨の中に紹介されていますが、ぜひ旭市も先進的な事例を作っていただいて、貧困対策に前向きな取り組みをお願いしたいということで、説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 高木寛議員の説明は終わりました。

続いて、高田参考人、補足のご意見がありましたら簡潔にお願いいたします。

高田参考人。

○参考人（高田 豊） 飯嶋委員長、話が長くなったらやめてくださいと言ってください。

今現在、佐倉西高校の非常勤講師をしております高田豊と申します。

私は、どうしてもこれだけは一言言っておかなくてはならないんですけれども、旧光町の斉藤隆が自殺したことも、これは本当にかわいい顔を今でも忘れない。これを言うと涙が止まらなくなりますが、彼が首を切って栗山川に飛び込んだ。私たち教員がやはり反省しなければいけない。生きる力を教えることができなかった。これは、私の原点にもなっています。ほかにも何人か死んでいますけれども、子どもの命だけは守らなければならない。これが私の原点であり、教員の原点ではないかと、これを前置きにしまして、簡単簡潔に、子ども貧困対策ということで、今、高木議員から言われまして、旭市でもきちっとあるんです。高木議員がおっしゃっていましたが、もう既に給付型の奨学金は旭市はあるんです。これは、私は調べた限り、旭市の給付型の奨学金をやっている所は、例えば佐倉市は奨学金さえない。有利子もない。無利子もない。もちろん給付型もない。要するに、旭市は、短大だろうと、専門学校だろうと、大学に行こうと、給付型の奨学金があります。これは海上町にはなかったんだけど、結局、合併してから旧旭市にあったということで合わせたんです。私は、旧旭市のこの奨学金制度を誰が作ったのかということはぜひ知りたいと思っているんですけれども、誰か調べていただきたいと思っています。すばらしい制度です。これは、ひょっとしたら千葉県で1つしかないのではないかと。ひょっとしたら全国でも珍しいのではないかと思います。これは、1つ前置きにしておきます。

話が長くなってあれですけれども、例えば、今、高木議員から紹介がありましたように、国の法律があります。その4条に、地方公共団体は、この基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域を条件に置いた施設を策定し、実質、責務を有するとなっております。ご理解いただきたいと思います。

国のほうはどうしているかというと、実は、財政補助をしているんです。1つは、地域の子どもの未来応援交付金というのがあるんです。これは、この文書で書いていますように、船橋市は、このお金を使ってアンケート調査をやって、18歳未満の子どもを持つ生活保護世帯4,000件と、それから生活保護以外の家庭を抽出して合計8,000人の実態調査をやっております。この内容については、子育て支援課長が一番詳しいと思います。子育て支援課長に調べていただきましたので詳しいと思うんですけれども、そのアンケートの内容がもう公開されていると思うんです。これも恐らく、子育て支援課長も課のほうで見て分析してくれると思うんですけれども、やはり、こういうことも旭市でも取り組む必要があるのではない

かということが1点。

それからもう一つ、佐倉市はまだやっていないんですけれども、実質でやっている。どうということかという、おもしろいんです。1つは社会福祉協議会がやっている、1つはNPOがやっている、1つはボランティア団体がやっています。

ところが、窓口は福祉課になっています。福祉課に電話したら、そこに紹介してくれるわけです。どういうことをやっているかという、例えば、年間所得の一応線は引くんですけれども、これ以上の子が対象ですというんですけれども、学習支援事業を例にとりますと、一応線は引くけれども、子どもたちが友達を連れてくる。君たちは所得基準を超えているからここに来ることはできないと言えないから、実質、これを受け入れる。そうすると、線引きというのはほとんど有名無実になっていると社会福祉協議会の人たちは言っております。

内容は、子どもたちは、親よりも1つ上の世代になつくというわけです。ですから、佐倉市の学習支援事業をやっているスタッフは60代、中には70代が中心です。そういう人たちが80人で作っています。これは学習支援事業のスタッフです。60代が中心で、70歳もいる。子どもたちは5つの箇所には100人います。勉強を教えたり、いろいろ子どもとやるわけなんですけれども、子どもたちはなつきます。

ところが、年寄りには人生経験が豊富ですから話が長くなる。子どもたちは、長い話は嫌だと。かといって、子どもたちは年寄りになつくということで、今、社会福祉協議会の人たちが言うには、その葛藤が今の課題だと言うんだけど、言っている意味は分かりますか。でも、それで楽しく、60歳の方たち、70歳の方たちも子どもたちに教えることが生きがいなんです。楽しみなんです。子どもたちも、そこになついていく。財政措置は、スタッフには一切ゼロです。ただし、協議会には市は補助をしている。そういうこともぜひ。

私と思うのは、子ども貧困対策といっても、行政で全てはできないと思うんです。これからのまちづくりは、やはり、行政と住民がともに手を取り合っていいまちを作っていく。できれば、日本一、教育に熱心なまち、もっと言えば、日本一、老人に優しいまち、ちょっと話がそれますけれども、要するに、日本一、学力が高くていいんです。学力というのは、私から言えばあまり意味がないと思う。だけれども、教育に一番熱心なまち、これを売り出してもいいと思うんです。

今、ちょっと見ていたら、干潟小学校が少なくなる。複式学級をやらなければいけないと。山梨県の和田町という所は、人口三千何ぼで……。

○委員長（飯嶋正利） 簡潔にお願いします。

○参考人（高田 豊） 簡潔にやっています。和田町というのは、生徒が1人しかいない学級があります。複式学級にしています。そこに1人の担任を置いています。教育の本質というのは、アセスメントになります。アセスメントという言葉は、英語ではアシット。アシットのラテン語の語源は寄り添う。教育の本質は、子どもと大人が寄り添う、そして教える。

これでまとめます。今の私から言わせれば、佐倉西高校で一生懸命勉強している子どもがいます。父ちゃん、母ちゃんに頼んで大学に行かせてもらえるよと、中にはそういった子どももいます。父ちゃんがいらないという子どももいます。ある生徒は、この間、私が数学の授業をやっている時に話していた。私が近くに行ったら机を蹴っ飛ばした。そうしたら、次の日、彼と仲のいい生徒が先生にハグをしないと。意味が分からない。ハグとは、抱きつきたいということです。意味が分からない。私も冗談半分だろうと思って、いいよと言ったら、彼は授業が始まる前に黙って私の所に来て、私の背中に抱きつきました。そして、無言で去りました。彼は、私に何が言いたかったのか、それは今も分からない。きっと、いろいろなことを抱えると思います。終わりますが、ぜひ子どもを中心に、子どもは親だけの子どもではない。私は、これを言いたい。大原幽学の精神で、大原幽学の子どもを隣の家、近所に預けるんです。子どもは親の子どもであると同時に、社会の子どもなんです。社会の子どもでもあるし、将来の未来なんです。大人の責任は、未来を保障してあげることだと思うんです。よろしくお願いいたします。

いろいろ話せば 24 時間でも話をしますけれども、終わりにします。長時間、すみませんでした。

○委員長（飯嶋正利） 続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、関係課を代表いたしまして、旭市の子どもの貧困対策についてご説明いたします。

旭市におきましては、子どもに携わる関係各課及び関係団体等と連携を図りながら、子どもや家庭が支援を必要としている状況に応じて、適宜適切な貧困対策関連事業を実施しております。

それでは、県推進計画の4つの重点的支援施策に沿って、旭市が実施、または支援を行っている主な事業を説明いたします。

まず1つ目は、教育の支援でございます。

こちらは学校を核とした支援として、スクールカウンセラーの配置、就学支援としては小

中学生の就学援助制度、高校、大学等に進学するお子さんに対する支援として、旭市育英資金給付事業等を実施しております。こちらの事業は、学校教育課が担当しております。

また、社会福祉協議会が窓口になって実施している生活福祉資金貸付制度等がございます。
次に、2つ目です。生活の支援でございます。

保護者への生活支援として、母子父子自立支援員による相談支援業務や社会福祉課所管の生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業、子どもの生活支援として、健康管理課が実施している乳幼児の健康診査や生涯学習課の事業である地域子ども教室事業等がございます。

3つ目は、保護者に対する就労支援でございます。

こちらは、子育て支援課が担当しているひとり親家庭等への資格取得を支援する各種事業や社会福祉課所管の生活困窮者自立支援制度による就労支援事業等がございます。

4つ目は、経済的支援でございます。

子育て支援課では、ひとり親世帯への経済的支援として、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費等助成事業を実施しております。生活保護世帯への支援といたしましては、教育扶助、生業扶助、また大学等に進学する際の進学準備給付金の支給等を社会福祉課が担当しております。

以上のように、本市におきましても、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、引き続き教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援など、子どもや家庭に対して、今後もさまざまな支援策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

ただいま紹介議員、参考人の説明、担当課の参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特になければ、執行部は退席してください。大変ご苦労さまでございました。

請願の審査は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1 時 0 分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、請願の審査を行います。

請願第 1 号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、請願の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（飯嶋正利） 次に、討論を省略して採決いたします。

請願第 1 号、旭市の子どもの貧困対策の更なる充実を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 賛成少数。

よって、請願第 1 号は不採択といたしました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

陳情の審査

○委員長（飯嶋正利） 次に、陳情の審査を行います。

関係課の入室のため、しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時 2分

再開 午後 1時 3分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る3月4日の本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第1号、「幼児教育・保育の『無償化』に係わる制度の拡充、及び、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を求める陳情、陳情第3号、後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める陳情の2件であります。

初めに、陳情第1号の審査に入ります。

子育て支援課より参考意見がありましたら、お願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時 4分

再開 午後 1時 4分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、幼児教育・保育の無償化につきましては、陳情趣旨のとおり、政府において平成30年12月28日に、幼児教育、高等教育無償化の制度の具体的に向けた方針が関係各所の合意により決定されました。この概要につきまして、ただいま配付させていただきました国の資料に基づき、説明させていただきます。

それでは、ただいま配付いたしました資料の1ページをご覧ください。

まず、大きい1の総論、この2行目に記載のとおり、本制度の趣旨といたしましては、少子化対策の1つであること、そして、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することの重要性といった背景を踏まえ、制度化されるものです。

大きい2番目、対象者、対象範囲等につきまして、（1）の幼稚園、保育所、認定こども園等につきましては、まず、3歳から5歳児は一律に利用料が無料化になります。

ただ、新制度に移行していない幼稚園につきましては、月額に上限を定め、無償化にする

ということです。また、今まで保育料に含まれていた食材料費につきましては、実費徴収を基本とするとされております。

次に、ゼロ歳から2歳児につきましては、住民税の非課税世帯を対象に無償化となります。

資料の(2)幼稚園の預かり保育と(3)の認可外保育施設等につきましては、保育の必要性の認定を受けた場合に対象となり、利用料は無償化の額につきましては上限を定めて無償化にするということでございます。

次に、資料の2ページをお願いいたします。

大きな3番の財源です。

まず、(1)の負担割合につきましては、2行目に記載のとおり、私立の教育保育施設につきましては、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつとなっておりますが、公立分は全額市の負担となっております。

(2)の財源措置につきましては、消費税10%への引き上げに伴い、地方へ配分される地方税の増収分が2019年度分はわずかであることから、全額国負担となります。事務費については、初年度と2年度を全額国負担とされております。

また、システム改修費につきましては、記載のとおり、本年度と平成31年度の予算を活用して対応されるということです。

そして、大きな5番の実施時期につきましては、消費税10%の導入時期と合わせて、2019年10月1日となります。

現在、国において、この方針に沿って具体的な制度設計を行うとともに、法制化に向けた検討を進めているところでございます。

なお、平成31年度の旭市の予算措置につきましては、予算3ページに公表されているこれらの情報を基に予算計上をしております。

それでは、陳情事項に沿って申し上げます。

まず、陳情事項の1番、無償化による自治体の負担増についてということで、こちらは幼児教育無償化の実施に要する経費につきましては、無償化による保育料分の収入源を見込み、子ども・子育て支援臨時交付金1億1,400万円を計上しております。

2点目として、無償化を理由に保育の質的・量的拡充が停滞することがないように、国として十分な予算の確保をということでございますが、現時点で、旭市は待機児童は発生していませんが、3歳未満児の保育ニーズが増加傾向にあり、今後、待機児童が発生する可能性はあります。また、年々、特別な支援を要する児童が増加しておりまして、国の配置基準

より多くの保育士の配置を要する現状です。

ちなみに、公立保育所の状況で申し上げますと、公立保育所は公設公営が市内 12 か所ありますが、その職員配置は各施設 1 名ないし 2 名の増員を図っております。

民間教育保育施設に勤務する保育士の処遇改善につきましては、現在、国の処遇改善加算制度がございます。また、千葉県と旭市においても独自に保育士の処遇改善事業を行っております。

大きな 3 点目、ゼロ歳から 2 歳児も所得制限を設けずは無償化の対象にという陳情でございます。

まず、現行の制度におきましては、住民税の非課税世帯のうち、ひとり親等の世帯は保育料の負担はございません。無償化後はこれが拡大され、ひとり親世帯を除く住民税非課税世帯についても、ゼロ歳から 2 歳児の保育料が無償となります。所得制限を設けず、無償化の対象とした場合は、対象児童は 700 名に及びます。

続いて、大きな 4 点目、給食食材料費についてでございます。

3 歳以上児につきましては、この制度改正により保育料は無償となりますが、これまで保育料に含まれていた給食費については実費徴収となります。現在、教育利用をしているご家庭では、もう既に実費徴収が行われており、保育所を利用している 3 歳児以上の児童につきましては、保育料に副食の食材費が含まれておりまして、主食は保護者負担となっております。保育利用のゼロ歳から 2 歳児は、保育料に主食、副食の食材料費が全て含まれております。

副食費を免除する範囲は保育料よりも広くなり、年収 360 万円未満相当の世帯の全ての子どもが対象となるということです。今回の予算積算に当たりまして、この実費徴収額を国の示す副食費、月額 4,500 円で積算しておりますが、実際に公立保育所においてかかっている費用は、市の賄い材料費より算出しますと、副食費 1 人当たり月額 6,300 円程度となっておりますので、国より、今後、詳細が示されましたら、実費徴収額が現状の保育料を超えないよう考慮し、検討してまいりたいと考えております。

大きな 5 番目、現行の多子減免措置の拡充ということで、国から示されている副食費の免除対象範囲から第 3 子以降の給食費については、現行の減免措置と同様に副食費が無償となる見込みでございます。

大きな 6 点目、認可外保育施設については、基本的には県の所管となっております。

子育て支援課からの説明は以上でございます。

○委員長（飯嶋正利）　ありがとうございました。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利）　特にないようですので、続いて、陳情第3号の審査に入ります。

保険年金課より参考意見がありましたら、お願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹）　それでは、後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める陳情書につきまして、保険年金課からの参考意見を申し上げます。

全国後期高齢者医療広域連合協議会では、国に対し、後期高齢者の窓口負担のあり方について、高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持に努めること。しかしながら、やむを得ず、窓口負担の変更を実施する場合は、被保険者に対し十分な周知期間を設け、国による丁寧な説明を行うことという内容で要望を行いました。

これに対しまして、国からは、引き続き社会保障審議会医療保険部会などにおいて丁寧に検討していきたいとの回答が出ております。

旭市といたしましても、後期高齢者の被保険者が年々増加傾向にあることから、その動向を注視しているところであり、今後も国・県などの情報収集に努めてまいりたいと考えております。

保険年金課からは以上でございます。

○委員長（飯嶋正利）　ありがとうございました。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利）　特にないようですので、ここで執行部は退室してください。大変ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩　午後　1時16分

再開　午後　1時16分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、陳情の審査を行います。

初めに、陳情第1号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、続いて、陳情第3号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、陳情の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（飯嶋正利） 次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第1号、「幼児教育・保育の『無償化』に係わる制度の拡充、及び、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 可否同数。

よって、委員会条例第17条の規定により、委員長が本案を裁決いたします。

委員長は、陳情第1号について不採択と決裁いたします。

陳情第3号、後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 賛成者なし。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利）　ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長の一任とさせていただきます。

　　以上で、審査は全部終了いたしました。

○委員長（飯嶋正利）　これにて本委員会を閉会いたします。

　　大変ご苦労さまでした。

閉会　午後　１時１９分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 飯 嶋 正 利